モニタリングに関する手順書

研究課題名

作成者名（研究代表者）

第●版　　作成日：20●●年　●月　●日

1. **目的と適用範囲**

本手順書は、「●●●」（以下、「本研究」という）において、研究が適正に行われていることを確保することを目的として、研究代表者、研究責任者及びモニタリングに従事する者が、モニタリングを適切に実施するための手順その他必要な事項を定めるものである。

1. **実施体制及び責務**
	1. **研究代表者の責務**
2. 研究代表者は、研究責任者から通知されたモニタリング報告の内容を他の研究責任者に情報提供し、必要に応じて研究者等への周知や注意喚起を行う。
3. 研究代表者は、モニタリングの結果を通じて本研究の実施組織全体における問題発生状況を把握し、必要に応じて、臨床研究の中止又は研究計画書の変更その他の臨床研究の適正な実施を確保するために必要な措置を講じる。
	1. **研究責任者の責務**
4. 研究責任者は、当該研究が、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守して行われていること、及び研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従って研究が適正に実施され、並びにその結果の信頼性が確保されるようモニタリングを実施させる。
5. 研究責任者は、適切にモニタリングが行われるよう、モニターに対して必要な指導及び管理を行う。
6. 研究責任者は、モニタリングに際してはモニターに協力し、問い合わせ等に対しては速やかに対応を行う。
7. 研究責任者は、モニタリングの結果、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、遅滞なく研究機関の長に報告を行う。
8. 研究責任者は、モニターからモニタリングの報告を受けた場合、当該研究機関の研究者等に当該報告の内容を報告し、モニタリングの結果を共有する。また、必要に応じて、当該報告の内容を研究代表者に通知する。
9. 研究責任者は、モニタリングの結果を検討し、必要に応じて、臨床研究の中止その他の臨床研究の適正な実施を確保するために必要な措置を講じる。
	1. **研究者等の責務**
10. 研究者等は、モニタリングに際してはモニターに協力し、問い合わせ等に対しては速やかに対応を行う。
11. 研究者等は、モニタリングを通じて研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに研究責任者に報告を行う。
12. 研究者等は、モニタリングを通じて研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報または損なうおそれのある情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は研究機関の長に報告を行う。なお、研究責任者に報告した場合であって、当該研究責任者による隠蔽の懸念があるときは、研究代表者及び研究機関の長に直接報告する必要がある。
	1. **モニターの責務**
13. モニターは、研究代表者及び研究責任者が要求する事項についてモニタリングを実施することにより、本研究が適正に実施されていることを確認する。
14. モニターは、原資料を直接閲覧すること等により、必要な事項が正確に記録されていることを確認する。
15. モニターは、報告された内容の確認や原資料との照合、研究責任者等からの聞き取り等を通じて、データの信頼性の確認を行う。
16. モニターは、モニタリングにより確認された事項について、適切な時期に研究責任者に報告する。
	1. **モニターの指名**

研究代表者又は研究責任者は、本手順書2.6.の要件を満たすことを確認した上で、モニターの属性を明確にし、本研究のモニターとして指名する。なお、本研究に従事するものをモニターに指名することは可能だが、当該者が直接担当する業務のモニタリングを実施させてはならない。

* 1. **モニターの要件**

モニターは、以下の要件を満たした者とする。

* 1. 研究に関する倫理的原則を理解していること
	2. モニタリング業務に必要な科学的、臨床的知識を有していること
	3. 関連法規に関する教育・研修等を継続的に受けていること
	4. 本研究の研究計画書、各種手順書等の内容を十分に理解していること
	5. 研究対象者の個人情報の保護及び本研究に関連する機密の保全について理解していること
1. **モニタリングの方法**

　本研究では、以下の方法を用いてモニタリングを実施する。

　　　　・サイトモニタリング

* 1. **サイトモニタリング**

　研究開始前、研究実施中、研究終了（中止・中断）時にサイトモニタリングを実施する。

* + 1. **サイトモニタリングにおける確認項目**

　サイトモニタリングにおいては、以下の各項目に関する確認を行う。

* + 1. 研究機関における実施体制
		2. 倫理審査委員会等における手続き
		3. 研究対象者からの同意取得手順
		4. 研究対象者の適格性
		5. 報告内容の正確性
		6. 有害事象・重篤な有害事象の対応
		7. （試験機器の場合）不具合の対応
		8. 試験薬／試験機器の管理（該当する場合）
		9. 記録の作成や保存
		10. その他、関連法規ならびに研究計画書等の遵守
		11. **サイトモニタリングの結果の報告**

　モニターは、サイトモニタリング実施後、速やかにモニタリング報告書を作成し、研究責任者に提出する。なお、モニタリング報告書には次の項目を記載する。

* + - 1. モニタリングを実施した日時、実施場所、方法
			2. モニターの氏名及び所属
			3. 研究機関における当該モニタリング実施に際しての対応者
			4. モニタリング結果の概要（点検した内容の要約及び重要な発見事項若しくは事実、不適合、結論を含む）
			5. モニタリングにより確認された事項に対して講じられるべき措置及び当該措置に関するモニターの所見
	1. **モニタリングの対象の選択**

本研究におけるモニタリングでは、モニタリングの対象とするデータをあらかじめ定める。抽出したデータを対象としてモニタリングを行い、その結果からデータ全体の信頼性を確認する。

1. **守秘義務**

モニターは、その業務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

1. **記録の保存**

モニターは、本研究のモニタリングに際して入手した情報、資料等（提出された症例報告書、モニタリングに関する各種報告書、及びその他の記録）ならびにモニターから発信した情報、報告等について適切に記録し、その記録を保管する。これらの記録は、本研究が終了した後は、本研究の研究計画書に従い適切に保管するものとする。

1. **手順書の改訂**

研究代表者及び研究責任者は、モニタリングにより得られた情報に基づきリスクの再評価を行い、モニタリングの手法や頻度、モニタリング対象の選択基準等、本手順書に定める事項について継続的に見直しを行い、必要に応じて研究代表者は本手順書の改訂を行う。

1. **改訂履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 版番号 | 改訂日 | 改訂理由／内容 |
| 第●版 | 西暦20●●年●月●日 | （記載例）初版作成 |

西暦　　年　　月　　日

**モニター指名書**

研究代表者／研究責任者

（氏名）

下記の者を、研究課題名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　のモニターとして指名する。

記

氏名：

所属：

指名理由：上記の者は、以下の要件を満たし、当該臨床研究のモニターとして適任であると判断した。

1. 研究に関する倫理的原則を理解していること
2. モニタリング業務に必要な科学的、臨床的知識を有していること
3. 関連法規に関する教育・研修等を継続的に受けていること
4. 本研究の研究計画書、各種手順書等の内容を十分に理解していること
5. 研究対象者の個人情報の保護及び本研究に関連する機密の保全について理解していること

以　上